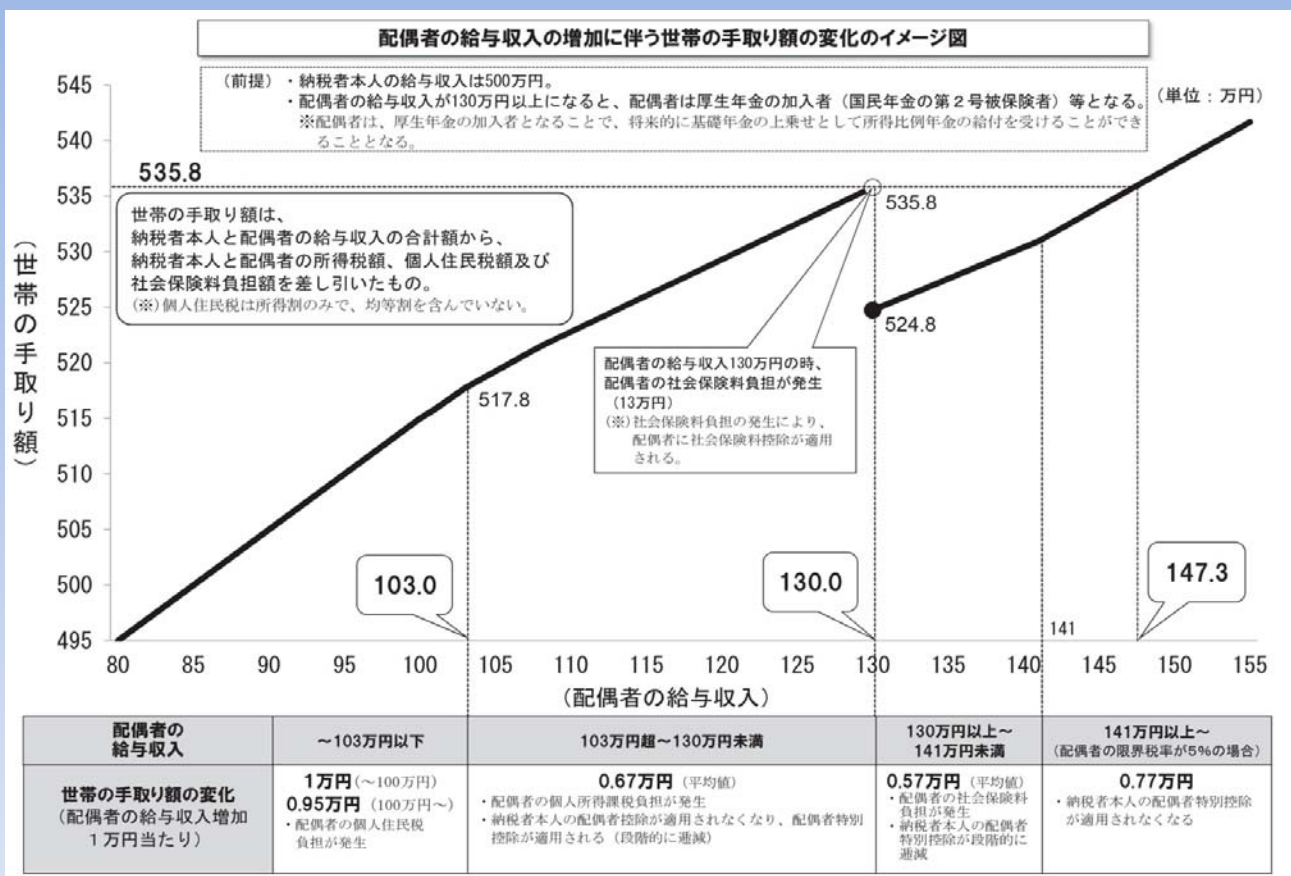


130万円の「壁」と30時間の「深い河」

(公財)年金シニアプラン総合研究機構研究主幹 一橋大学名誉教授
高山憲之



図1 いわゆる130万円の壁



出所) 財務省「働き方の選択に対して中立的な税制」を中心とした所得税のあり方」税制調査会参考資料、2014年11月7日、35ページ

安倍内閣は日本再興戦略の目玉として女性の活躍推進を打ち出し、女性の働き方に中立的な税制や社会保障制度を実現すべく、鋭意検討中である。その中で、いわゆる「130万円の壁」が「103万円の壁」「配偶者控除」とともに俎上に載せられている。

社会保険制度上、正規の給与所得者を夫にもつ妻が年間で130万円以上の給与を稼ぐ

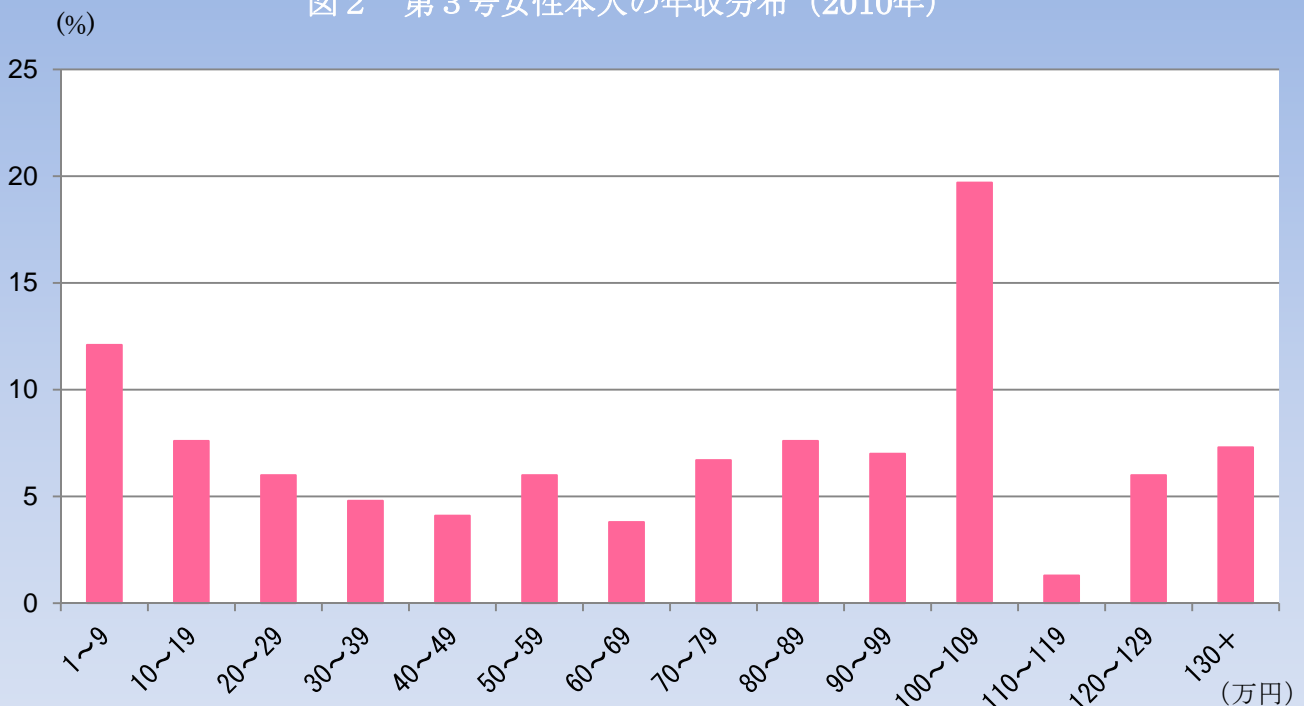
と、夫の被扶養者(年金制度上は第3号被保険者)ではなくなり、妻本人分の年金保険料・医療保険料・介護保険料を自ら納付することになる。妻の給与が130万円以上になった途端に手取りの給与が減り、目先だけに限定すると、働き損になってしまう。そこで妻は130万円の手前で就労を抑制しがちとなる。これが130万円の壁にほかならない(図1)。

多数の第3号被保険者が年間の給与収入を限りなく130万円に近いところ(たとえば120万円台)に収める行動を実際にとっているのであれば、130万円の壁は実在することになる。130万円の壁は本当に存在するのだろうか。

この点を調べるために世代間問題研究プロジェクトが実施した年金加入記録に基づ

く「くらしと仕事に関するインターネット調査」(2011年調査)のデータを再集計してみた(注1)。すなわち調査対象者本人が女性の第3号被保険者(年齢は30~59歳)である人を抜きだし、さらに本人年収ゼロの人を除外した315サンプルに限定して、その本人年収の分布を整理した。その結果をとりまとめたのが図2である。

図2 第3号女性本人の年収分布(2010年)



注)調査対象者本人が女性であり、かつ第3号被保険者のケースのみを集計した。
さらに本人年収ゼロの人は除外した。本人年収は前年分であり、130万円以上を含んでいる。
出所)世代間問題研究プロジェクト「くらしと仕事に関するインターネット調査」(2011年調査)

図2をみれば明らかなように、妻の年収の最頻値は10万円きざみでみると100~109万円のところにあり、120万円台にはない。年収100~109万円をさらに細かく区分すると、年収100万円のサンプルが圧倒的に多い(注2)。なお、年収104~109万円のサンプルは上記データでは1つも観察されなかった。

妻の就労を阻害する壁があるとすれば、それは130万円の壁ではなく、むしろ103万円

の壁だということになる。130万円の壁は幻と言うほかない。

配偶者控除と配偶者特別控除

所得税には、かつて103万円の壁が厳然と存在していた。妻の給与収入が年間103万円を超えると、夫は所得税を計算するさいに「配偶者控除」が認められなくなり、世帯全体でみた手取り収入がガクンと減ってしまったからである。しかし、このような手取り

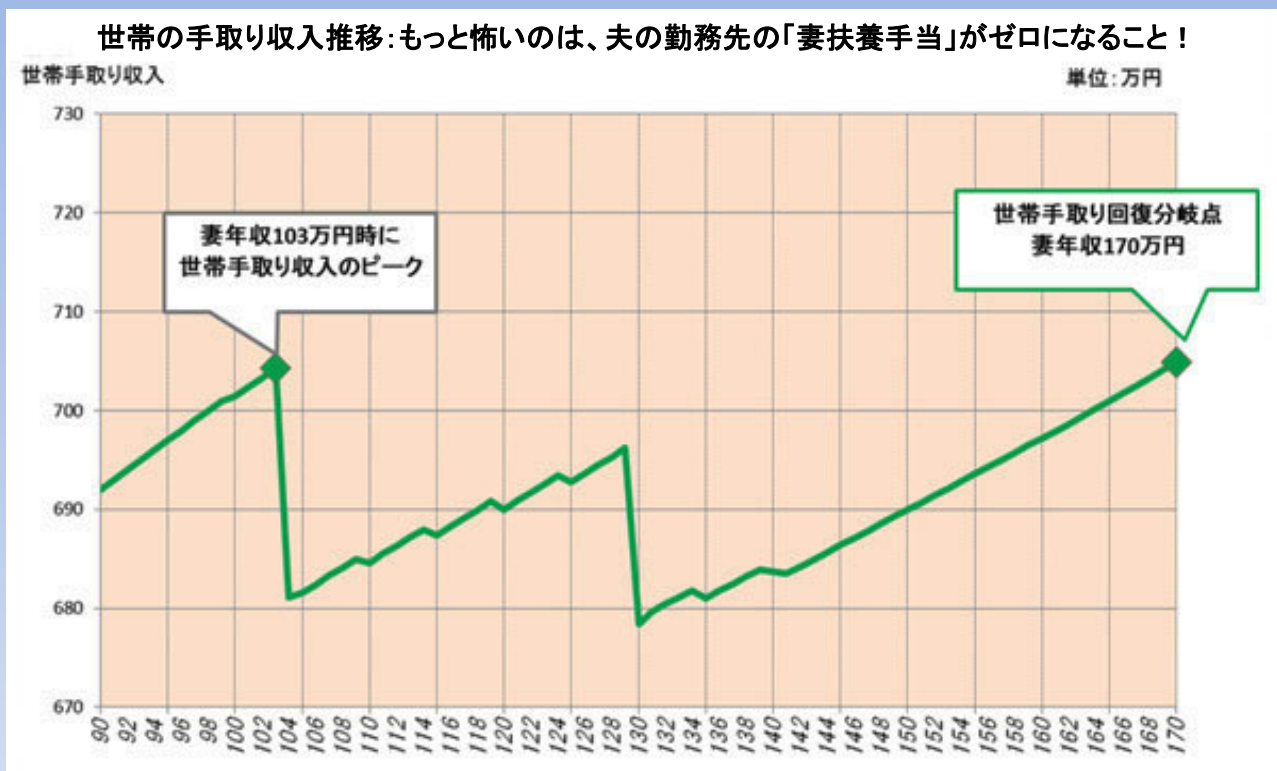
の逆転を解消するために「配偶者特別控除」が1987年に創設され、今日に到っている。配偶者特別控除とは、配偶者の給与収入が103万円を超え、141万円までの場合に適用される所得控除であり、最高38万円。配偶者の給与収入が増えると控除額が減る。夫の所得が年間1000万円以下（給与収入では1230万円程度以下）の人が対象である。図1に示したように、配偶者特別控除を追加的に考慮する場合、妻の収入が103万円を超えると手取り金額の伸びは緩やかになるものの、その落ちこみはない。税制上、103万円の壁は既に消失しているのである。

配偶者手当

それでは、税制以外で103万円の壁となっているものは何だろうか。それは企業がフリンジベネフィットの1つとして支給している配偶者手当（家族手当とも呼ばれている）である。配偶者手当は勤務実績には直接かわりのない形で支給される生活費補助の1つであり、日本では4分の3強の企業が採用している。その普及度は現在においても高い。手当の月額是全国平均で約1万4000円強となっている。その支給要件は妻の年収が103万円以下という例が最も多い（注3）。

図3は、配偶者手当が月額2万円、夫の年

図3 いわゆる103万円の壁(配偶者手当)



注①横軸は妻の給与収入(年間、万円)を表す。

注②家族構成は夫婦ともに40歳以上、23区在住。夫は額面年収800万円(子どもは中学生以下)の会社員

注③「妻扶養手当」月2万円、支給要件は「妻の年収103万円以下」の場合の試算例。

出所) 深田晶恵「パート主婦は103万円の壁を越えると本当にソンののか?」DIAMOND online、2015年1月28日

収が 800 万円というケースを想定し、妻の給与が増えるにつれて世帯としての手取り収入がどのように変化していくかを調べたものである。妻の年収が 103 万円するとき、世帯ベースの手取りは一旦ピークをうち、それ以上では妻の年収が 170 万円まで働き損の状況がつづく。妻の年収が 130 万円のところで世帯ベースの手取りは落ちこんでいるものの、そのすぐ手前、妻の年収 129 万円時の世帯ベースの手取りは妻の年収 103 万円時のピークには及ばない。配偶者手当を考慮しても 130 万円の壁は実在しないのである。

配偶者手当の支給基準は税制上の配偶者控除に準拠して定められた例が多いようだ。配偶者控除の制度が変われば、配偶者手当の支給基準も変わる可能性が高い。この意味において、103 万円の壁には税制上の取扱いが間接的に影響しており、そのことを否定することはできないだろう（注 4、5）。

配偶者手当は欧米にはない日本独自の慣行だと言われて久しい（注 6）。ただ、税制が見直されるか否かに関わりなく、最近では配偶者手当を廃止する事例が増えている。ちなみに松屋デパートでは、1998 年に配偶者手当を含む家族手当の廃止に踏み切った。その廃止を言い出したのは労働組合であり、労使協議で決めたのである。仕事の実績を給与に一段と反映させるための原資に、配偶者手当廃止に伴う賃金分を回したという（注 7）。また直近では、トヨタ自動車が配偶者手当の廃止と、その見返りとして子ども手当増額を検討中である。家族手当の趣旨を生活費補助から子どもの教育支援に切りかえるためだという（共同通信、2015 年 2 月 13 日）。

配偶者手当を事業主が一方的に縮小・廃止することは労働条件の不利益変更となるおそれが強い。不利益変更という事態を避けるためには、労使間の十分な協議を踏まえた合

意形成が事前に必要になる。

配偶者手当の廃止は独身者への差別を無くし、専業主婦優遇を止める、さらには正規社員優遇を止めるという効果がある。もっとも、それとは裏腹に、結婚についてはディスインセンティブ効果が多少なりとも生じ、未婚化や少子化にいつそう拍車がかかるおそれがある。

週 30 時間の「深い河」

配偶者手当とは比較にならないほどの圧倒的な力で女性の活躍を阻んでいると思われるものが、実は他にある。それは、週 30 時間未満という勤務条件である。それは、いわば「深い河」（注 8）として、多くの女性の行く手を遮っている。

週あたりの勤務時間が 30 時間以上になると、被用者は原則として厚生年金や組合健保ないし協会健保に加入することになる。それに伴って事業主や加入者本人には社会保険料負担が納付義務として発生する。同時に、加入者本人には給付面のメリットも新たに発生する（報酬比例年金や傷病手当金等）。

社会保険料率が高くなると、事業主は人件費抑制のために社会保険料の負担増を回避しがちである。バブル崩壊後、事業主は正規社員の雇用をスリム化し、週 30 時間未満の非正規雇用を拡大してきた。正規社員として勤務することを希望しても、その願いをかなえてもらえない女性が少なくない。ちなみに非正規で働く人が今日、女性被保険者の 61% を占めている（就業構造基本調査、2012 年）。

非正規の被用者比率は女性だけでなく、若者や高齢者の間でも高まっている。実際、非正規の被用者比率は直近の 2014 年には全体として 38% となっていた。1990 年の 20% とくらべると大幅なアップである。正規と非正規を隔てる「深い河」は女性にとって深刻な

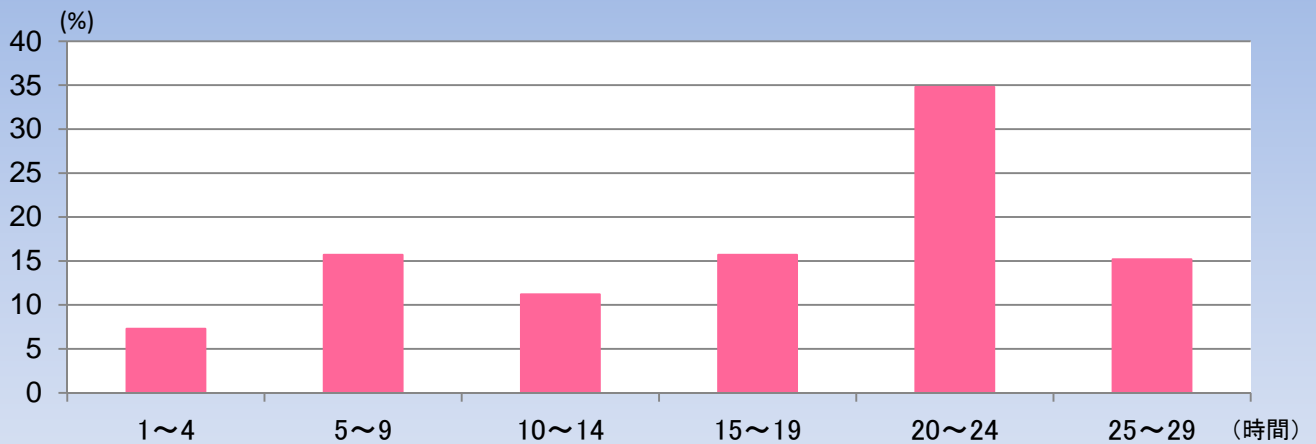
問題であるが、女性にとどまらず、日本全体でも大問題となっている。

非正規の短時間労働者は実際、どのように働いているのだろうか。図4は図2と同じデータを利用しながら、女性の第3号被保険者に着目し、その週あたり労働時間の分布を整理した結果である。短時間勤務の既婚女性は

週20～29時間で働くケースが50%を占め、最も多い(10時間きざみでみた場合)。

そこで週20～29時間勤務の女性第3号被保険者(83サンプル)を抜きだし、1時間きざみでそのサンプル割合を調べてみた。図5がその結果である。週20時間の人が突出して多く、次に多いのは週25時間の人であった。

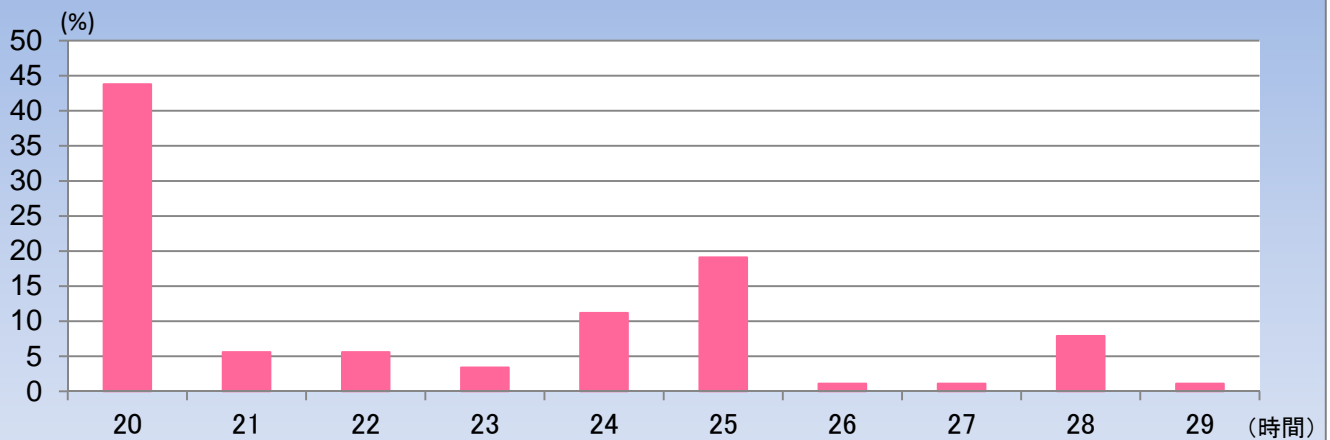
図4 第3号女性本人の週労働時間分布(2010年)



注) 調査対象者本人が女性であり、かつ第3号被保険者のケースのみを集計した。そのさい本人年収ゼロの人は除外し、さらに本人の週労働時間が30時間以上のサンプルを除外した。

出所) 世代間問題研究プロジェクト「くらしと仕事に関するインターネット調査」(2011年調査)

図5 第3号女性本人の週労働時間分布(20～29時間の人のみ)



注) 調査対象者本人が女性であり、かつ第3号被保険者のケースのみを集計した。そのさい本人年収ゼロの人は除外し、さらに本人の週労働時間が20～29時間の人のみを部分抽出した。

出所) 世代間問題研究プロジェクト「くらしと仕事に関するインターネット調査」(2011年調査)

女性の活躍を推進するためだけでなく、若者や高齢者の活躍を推進するためにも、この週 30 時間という「深い河」問題を克服する必要がある。

政府は当面、週 30 時間の縛りを週 20 時間の縛りに変更する方向で動いている。

ただ、究極的な問題解決方法は、社会保険料の賦課ベースを賃金支払い総額に切りかえることにあり、そのことは論を俟たない。

上記のように社会保険料の賦課ベースを切りかえると、事業主は社会保険料負担を避けるために請負契約や派遣で採用する短時間労働者を増やすおそれがある。くわえて、中長期的にみるかぎり短時間勤務者の賃金は抑制されるだろう。事業主は社会保険料の事業主負担分を多かれ少なかれ本人に転嫁しようとするからである。

【謝辞】

本稿の作成にあたりデータの処理や図の作成等の作業において富岡亜希子さんのご協力を得た。お礼を申しあげる次第である。

(注)

1. この調査の詳細については、以下のウェブサイト参照。

http://takayama-online.net/pie/stage3/Japanese/d_p/dp2012/dp551/text.pdf

2. 安部由起子教授（北海道大学）は国民生活基礎調査の個票を再集計し、既婚女性の給与収入分布に関して、ほぼ同様の結果を導出している（2012年版『男女共同参画白書』第 1-2-13 図）。さらに塩崎厚生労働大臣も『パートタイム労働者総合実態調査』（2011年）を特別集計し、第 3 号被保険者の年収について、ほぼ同様の傾向があることを検出している（経済財政諮問会議提出資料、2014年 10 月 21 日、2 ページ）。なお厚生労働省「公的年金加入者等の所得に関する実態調

査：結果の概要について」（2012年 12 月）にも第 3 号の本人年収分布（表 4-4）が掲載されている。ただ、それは年収が 50 万円きざみとなっており、その分布では 100 万円への集中を確認できない。

3. 財務省「“働き方の選択に対して中立的な税制”を中心とした所得税のあり方」税制調査会参考資料、2014年 11 月 7 日、36 ページ。

4. 国家公務員の場合、配偶者手当の支給基準は配偶者の給与収入が年間で 130 万円未満となっている。国家公務員用のこの基準は税制に準拠したものではなく、年金をはじめとする社会保険制度（第 3 号被保険者の要件）に準拠している。念のため。

5. 世代間問題研究プロジェクト「くらしと仕事に関するインターネット調査」（2011年調査）によると、第 3 号の女性がパート等の短時間労働者として働く主な理由で最も回答が多かったのは「配偶者控除や 130 万円の壁（第 3 号被保険者に留まるための要件）を考慮して」であった（63%）。短時間労働者の既婚女性は税制や社会保障制度における壁を意識している人が依然として多い。

6. 太平洋戦争時代の 1939 年に賃金の引き上げが凍結された中で、家族手当の支給・増額だけが認められたため、家族手当は爆発的に普及することになった。戦後も一早く典型モデルになった電産型賃金体系の一角を占め、深く根づいたのである。笹島芳雄「なぜ賃金には様々な手当がつくのか」『日本労働研究雑誌』2009年 4 月号、参照。

7. 詳細は日本の人事部「家族手当」の項、参照。<http://jinjibu.jp/keyword/detl/29/>

8. 黒人霊歌「深い河」の歌詞に登場する神聖な川（ヨルダン川）。向う岸には、すべてが平穏な約束の地である故郷がある。さらに、アメリカ南北戦争のさい、北部州と南部州の境界に位置した川も同名（Deep River）であり、「自由と隷属の境」の象徴として語られている。